

## 小規模特認校制度について

## 1 小規模特認校制度とは

小規模特認校制度は、文部科学省による「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」（平成9年1月27日付け文初小第78号文部省初等中等教育局長通知）以降に導入された「学校選択制」の一つである「特認校制」のうち「小規模校」において取り入れられている制度です。

<参考：学校選択制>

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

## 2 他市における小規模特認校制度の事例

市町村名	学校名	特認校 導入時期	直近の児童数 (内制度活用数)	定員 (各学年)	スクールバス運 行の有無	備考
柏市	手賀東小	H25.9	59名(25名)	16	無	R3.7.1現在
佐倉市	弥富小	H20.4	58名(18名)	20	無	R3.7.7現在
	和田小	R2.4	43名(1名)	20	無	R3.5.1現在 2.3年複式
富里市	浩養(コウヨウ)小	H27.4	84名(22名)	なし	無	R3.5.1現在
	洗心小	H22.4	31名			H27.3.31で 制度廃止
白井市	白井第二小	H30.4	89名(15名)	なし	無	R3.5.1現在
野田市	福田第二小	H14.4	61名(30名)	16	無	R3.8.1現在
成田市	豊住小	R3.4	37名(4名)	なし	無	R3.5.1現在

※出典：各市教育委員会、各校ホームページ等